

議案第20号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成18年渋川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

20 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額及び同条第2号の規定による副市長の給料月額は、同条各号に規定する月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

厳しい財政状況下であることから、市長及び副市長の給料について減額措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に活用するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～19 (略)</p> <p><u>20 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額及び同条第2号の規定による副市長の給料月額は、同条各号に規定する月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。</u></p>	<p>附 則 1～19 (略)</p>